

○倉敷市がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱

令和6年7月1日

倉敷市告示第421号

(目的等)

第1条 この要綱は、がん治療により外見に変化が生じる者に対し、アピアランスケアとしてのウィッグ等の購入に要する経費の一部について予算の範囲内において助成金を交付することにより、がん患者の心理的及び経済的負担を軽減し、社会参加の促進及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がん患者 がんと診断され、かつ、がん治療を現在受けている者又は過去に受けたことがある者をいう。
- (2) がん治療 抗がん剤治療等の薬物療法、放射線療法、手術療法その他の外見の変化を伴うがんに対する治療をいう。
- (3) アピアランスケア がん治療に伴う外見の変化を補完し、当該変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアをいう。
- (4) ウィッグ がん治療の副作用である脱毛症に対処するための全頭用のかつら（当該かつらの装着時に皮膚を保護するために使用する頭部用ネットを含む。）をいう。
- (5) 胸部補整具 手術療法による乳房の形の変化に対処するための補整下着（当該補整下着とともに使用するパッドを含む。以下同じ。）及び人工乳房（乳房再建術によって体内に埋め込まれたものを除く。以下同じ。）をいう。
- (6) ウィッグ等 ウィッグ及び胸部補整具をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第7条の規定による申請の日において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) がん患者であること。

(3) がん治療に伴う外見の変化に対処するためにウィッグ等を購入していること。

(助成対象用具等)

第4条 助成金の交付の対象となる用具（以下「助成対象用具」という。）は、次の各号に掲げるがん治療に伴う外見の変化の区分に応じ、当該各号に定める用具とする。

(1) 脱毛 ウィッグ

(2) 乳房の形の変化 胸部補整具

2 助成対象用具の数は、助成対象者1人につき、前項に掲げるがん治療に伴う外見の変化の区分ごとにそれぞれ1台（両側乳がんの助成対象者が両側の人工乳房を併せて申請する場合は、2台）とする。ただし、補整下着の購入については、この限りでない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象用具の購入に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に掲げるがん治療に伴う外見の変化と同一の区分において、他の地方公共団体等から同様の助成金等の交付を受けている、又は今後受ける予定である場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象用具ごとに算出するものとし、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と30,000円を比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 この要綱による助成金の交付は、一の助成対象者につき、第4条第1項に規定するがん治療に伴う外見の変化の区分ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象用具を購入した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) がん患者であることを証する書類

(2) 領収書その他の助成対象経費の支払を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、所定の交付決定通知書により、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者からの請求により速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部若しくは一部の返還をさせるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に購入したウィッグ等に係る助成金の交付について適用する。